

有効期間5年（平成36年12月31日まで）

平成31年3月29日

各部長・参事官  
各所属長様

警察本部長  
（薬物銃器対策課）

広島県警察拳銃110番報奨制度実施要綱の制定について（通達）

拳銃110番報奨制度については、「広島県警察けん銃110番報奨制度実施要綱の制定について（通達）」（平成20年4月21日付け広薬対220号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、効果的運用を図ってきたところであるが、この度、警察庁から「拳銃110番報奨制度の継続実施について（通達）」（平成31年3月14日付け警察庁丙組薬銃発第9号）が発出されたことに伴い、要綱の一部を改め、平成31年4月1日から実施することとしたので、適正かつ効果的に活用されたい。

なお、本通達の施行をもって旧通達は廃止する。

〔本件担当 企画指導係〕



# 広島県警察拳銃 110 番報奨制度実施要綱

## 第1 目的

この要綱は、全国共通フリーダイヤル番号により都道府県警察が拳銃その他の銃器等（拳銃，小銃，機関銃，拳銃部品及び拳銃実包）に関する情報（以下「拳銃情報」という。）を受け付け，事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し，個別の事案に応じて報奨金を支払う「拳銃 110 番報奨制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 通報の受付等

### 1 通報の受付

本制度による通報の受付は，全国共通フリーダイヤル番号（0120-10-3774。以下「拳銃 110 番」という。）による。

### 2 通報受付体制

通報は，執務時間内は薬物銃器対策課，執務時間外は刑事当直において，24 時間受け付けるものとする。

### 3 警察庁への報告

- (1) 薬物銃器対策課は，拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とする通報（以下「対象通報」という。）を受け付けたときは，その都度速やかに，その他の通報を受け付けたときは月ごとに，警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課（以下「警察庁薬物銃器対策課」という。）に報告するものとする。
- (2) 薬物銃器対策課長は，対象通報により事件検挙に至ったときは，検挙状況，当該事件の内容，対象通報と事件検挙との関係，報奨金支払見込みの有無，報奨金支払予定金額，支払方法等を警察庁薬物銃器対策課に報告するものとする。

## 第3 報奨金

### 1 報奨金の支払

- (1) 報奨金の支払の決定は，原則として対象通報を受け付けた薬物銃器対策課長が行うものとする。
- (2) 報奨金については，対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され，かつ，被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし，その金額は，対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ，当該通報の内容，検挙された事件の内容，対象通報と事件検挙との関係，警察における同種情報の把握状況，対象通報をした者（以下「対象通報者」という。）の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。

### 2 支払除外事由

次に掲げる場合には，報奨金は支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が，対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合

- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共の安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合、その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- (3) 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が、当県警察において既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- (4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合